『教会と国家』(デンツラー編著、 一九八五年)

霜 田 美 樹 雄

Distanz: historische und aktuelle Perspektiven. Kösel-Verlag. München, 1977』の邦訳である。 本書(B6版四一三頁・新教出版社版)はゲオルク・デンツラー (Georg Denzler) 編著の『Kirche und Staat auf

大教授を監訳者とする同大学の学際的メンバーによる協力作業であった。

したがって、各時代の人びとが、その時代にふさわしいとともに、その時代に制約された規制を見つけ出さねばなら ある。あらゆる時代、あらゆる地域にあてはまるところの教会と国家の関係を解決する手がかりというものはない。 デンツラー(パンベルグ大学教会史教授)も言う如く、教会と国家というのは大きな広がりをもった複雑な概念で

いろあることになる。このような色とりどりの変化は本書第一部の歴史的論文の中にあきらかである。以下論題だけ つまり、そりした状況では、教会を国家の利益にしたがわせる国家教会主義から始まって、教会国家主義までいろ ぬ。しかも変化するものは国家だけではない。教会もまた、時の移るにつれてその様相を変えるのである。

第31号(S60.10) 早稲田社会科学研究

相沢好則上智

ゲッセル)、 を示す。原始キリスト教における教会と国家(ヨーゼフ・ブランク)、古代教会における教会と国家(ヴィルヘル 中世における教会と国家――カノッサへの道(カルロ・ゼルヴァツィウス)、教会と国家 ――マルティ <u>ہ</u>

ウス・ショルダー)である。 ルターの理解 十九世紀における教会と国家(ゲオルク・フランツ=ヴィリンク)、二十世紀前半における教会と国家(クラ (マンフレート・ヤーコブス)、啓蒙時代における教会と国家(カール・オトマール・フォン・

邦共和国におけるプロテスタント教会と国家――一九四五年以降(エーベルハルト・シュタムラー)、ドイツ民主共 会と国家(ルネ・メッツ)、歴史的に成立したドイツにおける教会と国家の協力(ヨハネス・ノイマン)であった。 ルク・デンツラー)、スイスにおける教会と国家(ハンス=ウルス・ヴィリ)、一九〇五年以降のフランスにおける教 国における教会と国家 (クレメンス・リヒター)、教皇領・ り扱っている。すなわち、ドイツ連邦共和国におけるカトリック教会と国家(ダーヴィト・A・ゼーバー)、ドイツ連 ついで、本書は主として第二次世界大戦後の各国の教会と国家の関係、 ――ラテラノ条約――コンコルダートの改訂 いわゆる現代史の重要な側面を多角的に取 ---聖坐

明日の教会と国家(ホルスト・ヘルマン)、国家と教会における基本的価値 ナー)、理由のない喧嘩(クヌート・ヴァルフ)、今日の教会と国家(アクセル・フォン・カンペンハウゼン)、今日と の関係についての基本的価値 すなわち、宗教的利益の国家教会法的側面(パウル・ミカート)、教会と科学の施設 (ヘルムート・コール)、自由な国家における自由な教会(リゼロッテ・フンケ)などの (ヘルムート・シュミット)、 国家と教会 (ウルリヒ・

第三グループの論述は現代の厳しい共同社会に生きる人びとにとって、この社会の基本的価値は何かという重要な

執筆メンバーである。

ろ、

その消滅に力を貸しているといった非難に関連ある。

自らことなるとはいえ、 ここで注目されるのは西ドイツの前首相 言うまでもなく、 共通点も多い。 前者は社会民主党に属し、後者はキリスト教民主同盟に属しているので、それらの見解は 現職の政治家が、 ヘルムート・ シュミット氏および現首相ヘル 如何に学際的共著であるとはいえ、 ムート 積極的に参加すること ・コール氏による考察

は日本では考えられないことである。

に対し、 に少なくなり、むしろ、不当な社会経済構造の結果であるといってはばからないのが当り前となっている、 ここでは、 さいきん、 特別に口をはさむこともないが、これは国家が基本的価値の崩壊に十分な対策を講じてい その要点のみ紹介して、西ドイツの学問的雰囲気を示したい。まず、 社会的紛争や、社会的違反行為は道徳的に誤った行為の結果として、 個人に責任を負わせることが次第 ヘル ムート・シュミット氏の説。 ts い بح との批判

票決によって決められない究局の問題が存在する領域を認めることが民主主義社会の最低限の合意である。 は異なり、 われわれの社会ではさまざまな理由づけをもつ世界観が存在している。 だが、この民主主義の社会も基本的価値の一致がなければ決して人間の尊厳を守ることはできない。少くとも、 まさにわれらが支持する多元的社会では、すべての社会構成員の価値行動が完全に一致することは有り得 中世のような単一的判断基準をもつ社会と

対する責任は、個人、共同体、社会にあり、 西ドイツ基本法 (憲法) によれば、 基本的価値 国家が保障する自由領域内で社会諸勢力が活動することを頼りとしてい ――つまり人びとの心に生き生きと残っている基本的道徳観

る。つまり、 多数決を拠り所とする民主国家においては、 国家意思形成過程 -法律制定— はこの道徳的気風 (H

教会はもろもろの奉仕活動、 トス)に支えられねばならぬ。 こうした中にあって、基本的価値、基本的道徳の維持、 たとえば老人看護、 身体障害者援助、 形成のために、教会は特別な意義が与えられねばならぬ。 外国人救済、 労働者福祉など多くの分野で高い

生の意味にかかわる問題、 教会をして、 他の社会活動団体から区別するのは、教会が人間を経験世界を越えた世界へといざなう問 キリスト者が神を唯一の頼りとする問題つまり基本的価値に回答していることである。 人間

価をうけているが、こうした奉仕の面だけに教会の意義があるのではない。

ある。 ではないが、 つまり宗教的世界観的共同体はかくてこの基本的価値、 根本的な機能をもつ。この点で、 教会は個人にとっても社会や国家にとっても重要な任務を果す立場に 基本的道徳観の伝達や活力を維持するための独占的

ける政治意思の形成過程もちがったものとなろう。 部分をとらえることが出来ないことを示している。もしそうでなければ、教会の訴えの根拠はなく、さらに議会にお 本的価値の危機を訴えなければならないというのは、 西ドイ ・ツ国民の九〇パーセントはカトリック教会か福音教会に属しているにも拘らず、 明らかに教会が在来の基本的価値論議では、 いま教会が国民に対して基 もはや、 信徒の大

的基盤はこのような国家の実質的保護をうけて、まことに充実している。それだけに、教会が個人や社会に対する基 これに関連して、良くひき合いに出されるのは教会税である。 納税と併行して別に教会税を源泉徴収しており、 国家の手を通して各教会に配分をしている関係上、教会の財政 周知の如く、 西ドイツ現行基本法はドイツ国

本的価値づけへの働きかけの稀薄さに幻滅感をもち、 はては教会無用論さえ飛出しかねない。 国家権力保護のも

教会財政基盤への反撥も考えられない訳ではない。

けらるべきでない。 このような状況の中で、 人びとが教会の公共的使命についてうんぬんする場合、この使命は教会の中心部にのみ向

ば 教会に属するすべての人びとの特別な努力を必要とするだろう。 教会が超経験的世界や宗教を離脱した人びとを、もとにもどし、 また新たな信者を獲得したいとす

るなら

教上の確信のあらわれと理解しており、 つぎにヘルムート・ コ ール氏の所説。 キリスト教を通じて政治を創造することは拘束力をもつ行為命令であるとし 彼は基本的価値をどう理解しているか。彼もまたキリスト者としてそれを宗

ている。

重要な認識であった。 人びとにとって、 国家と社会の秩序は政治道徳的価値についての基本的な合意がなければ存続しえないというのが 西ドイツ基本法はこの認識にもとずき、新しい政治秩序の基礎として、この基本的価値にもと

ずくところの人間の尊厳と人権を認めている。

役立つ。 かくて、基本的価値は理想的統合要素であり、特にそれはわが国の歴史に由来するアイデンティティを引き出すに 基本的価値は国家の力と文化を結びつけるための土台である。 基本的価値は国家が法と個人的倫理とを少く

とも部分的に合致させることを可能にする国家的権威を基礎づける。基本的価値は法が強制するから、

これに従うと

いうばかりでなく、心の底から、法を肯定することができるための法的共同体の前提である。

る。 この価値の拘束をうけた、 われわれが参加することを要求する。 あるいはそれを基盤とする自由な秩序は政治に対し、 しかもこの秩序はわれわれにより一層の注意深さ を 要 高度な要求をするため 求

る。 ちキリスト教にもとずくものだ。 このような、 われわれが行動するための基本的価値のメル クマールは自由、 連帯および正義であり、 これはすなわ

題を取り扱う大いなる秩序勢力である。 うな形の近代国家は存在しなかったろう。 て世俗化した世界の中で、 これは教会が伝えてきた人間観と密接な関係がある。おそらく、 教会の使命は重要である、ということは否定できない。 社会がどうすることも出来ない現実的問題、 教会を信仰的に認めない者にも、 教会内部のあらゆる困難にも拘らず、 教会の歴史的な功績がなければ、 すなわち人間存在の究局的意義についての問 基本的価値を指向している政治秩序にと 教会は依然とし 今日見られるよ

会の意思に反して社会に押しつけること、 基本的価値を確保することについての責任を社会に押しつけてはならない、 た基本的に重要な問題について決定的発言をほかならぬ教会に期待するという見解である(デンツラー)。 二人の所説を概観して、 現代の状況のもとで、 に別れる。だが、これら両陣営に共通している見解がある。 国家が何をなすべきかという問題に対して、答えは複数だ。 との考えと、 反対になんらか それはそうし の 価値を社 国家は

す

<u>ځ</u>

る。

旨は、 西ドイツでは、日本やアメリカにおける如き、 分離の原則に反するのではないかとの疑問に対し、監訳者相沢好則教授が「まえがき」で答えている。……なるほど さいごに、両人政治家が教会と国家のかかわりにおいて、教会が積極的に発言することを求めていることは、 教会が社会における基本的価値に影響を与えようとする努力まで禁じているわけでないとする。 至言 と い え よ 一般的に国家などの共同社会が宗教活動を行ったり、逆に教会が政治権力を行使することを禁ずる こと に あ かなり厳格な政教分離は行われていない。しかし政教分離の本来の趣